

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

階級区分	合計所得				譲渡所得		山林所得 を有する者
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計	を有する者	うち短期譲渡 所得を有する者	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	9,062	326	12,184	21,572	3,303	869	79
100 〳	14,790	581	18,305	33,676	1,226	172	37
150 〳	30,769	2,063	63,766	96,598	1,607	169	26
200 〳	34,687	3,010	76,126	113,823	1,835	129	25
250 〳	34,415	3,515	77,474	115,404	1,329	69	21
300 〳	30,133	3,570	61,130	94,833	1,235	48	8
400 〳	42,240	5,826	87,587	135,653	2,234	61	18
500 〳	22,276	3,982	61,862	88,120	1,751	57	10
600 〳	11,192	2,294	46,401	59,887	1,503	35	6
700 〳	6,033	1,204	37,660	44,897	1,372	39	4
800 〳	3,526	672	28,569	32,767	1,180	28	1
1,000 〳	3,575	556	36,742	40,873	2,106	29	5
1,200 〳	1,746	174	22,153	24,073	1,513	23	—
1,500 〳	1,776	109	20,427	22,312	1,805	20	1
2,000 〳	1,943	63	17,542	19,548	1,885	20	3
3,000 〳	1,655	18	12,621	14,294	1,971	22	1
5,000 〳	1,140	4	6,885	8,029	1,455	13	1
5,000万円超	615	—	3,442	4,057	1,076	13	1
					※外 3,387		※外 2
合計	※ 251,573	※ 27,967	※ 690,876	※ 970,416	※ 30,386	1,816	※ 247

調査対象等：平成15年分の申告所得税について、平成16年3月31日現在で申告納税額がある者の人員を合計所得金額階級別に示した。

用語の説明：合計所得とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額、株式等に係る譲渡所得の金額及び山林所得金額の合計額をいう。

(注) 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。